「

（目）	児童保護費負担金（市町村（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）を除き、特別区を含む。）に係るものに限る。）
（項）	児童虐待等防止対策費
（目）	児童保護費負担金（市町村（指定都市及び中核市を除き、特別区を含む。）に係るものに限る。）
（目）	児童保護医療費負担金（市町村（指定都市及び中核市を除き、特別区を含む。）に係るものに限る。）
（項）	母子保健衛生対策費
（目）	結核児童日用品費等負担金
（目細）	未熟児移送費（市町村（保健所を設置する市及び特別区を除く。）に係るものに限る。）
（目）	小児慢性特定疾病医療費等負担金
（目細）	未熟児養育費負担金（市町村（保健所を設置する市及び特別区を除く。）に係るものに限る。）

」

に改める。

表の（項）　母子家庭等対策費の項の前に次のように加える。

（項）	児童虐待等防止対策費	全ての都道府県
（目）	児童福祉事業対策費等補助金（市町村（指定都市及び中核市を除き、特別区を含む。）に係るものに限る。）	一　法第五条の規定による補助金等の交付の申請の受理 二　法第六条第一項の規定による補助金等の交付の決定に関する事務のうち、申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等 三　法第九条第一項の規定による申請の取下げの受理 四　法第十二条の規定による状況報告の受理 五　法第十四条の規定による実績報告の受理 六　法第十五条の規定による補助金等の額の確定等に関する事務のうち、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等 七　法第十六条第二項において準用する法第十四条の規定による是正のための措置の命令に従って行う補助事業等に係る実績報告の受理

表の（項）　母子保健衛生対策費の項を削る。

表の（項）　臨時福祉給付金等給付事業助成費の補助金等の名称の欄を次のように改める。

（項）	母子保健衛生対策費
（目）	母子保健衛生費補助金
（目細）	母子保健医療対策等総合支援事業（市町村（保健所を設置する市及び特別区を除く。）に係るものに限る。）
（項）	臨時福祉給付金等給付事業助成費
（目）	子育て世帯臨時特例給付金給付事務費補助金（市町村（指定都市及び中核市を除き、特別区を含む。）に係るものに限る。）
（目）	子育て世帯臨時特例給付金給付事務費補助金（市町村（指定都市及び中核市を除き、特別区を含む。）に係るものに限る。）

○農林水産省告示第六百四十九号

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和五十一年農林省令第三十五号）別表第1の2の(1)のアからウまでの規定に基づき、同表の2の(1)のア、イ及びウの農林水産大臣が指定するものを次のように定め、公布の日から施行する。なお、平成十三年十月二十五日農林水産省告示第千四百十七号（飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の規定に基づき農林水産大臣が指定するものを指定する件）は、廃止する。

平成二十六年五月十三日

農林水産大臣　林　芳正

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令別表第1の2の(1)のア、イ及びウの農林水産大臣が指定するものは、次のとおりとする。

一　食品が食用に供された後に、又は食用に供されずに廃棄されたものを原料とする飼料（豚、鶏、うずら又は養殖水産動物（飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行令（昭和五十一年政令第百九十八号）第一条第四号に掲げる動物をいう。以下同じ。）に使用されるものに限る。）に含まれるもの

二　食品の製造工程において発生した残さ（牛、めん羊、山羊又はしかに由来するたん白質を含む食品の製造工程から完全に分離された製造工程において発生したものであることについて農林水産大臣の確認を受けたものに限る。）を原料とする飼料（豚、鶏、うずら又は養殖水産動物に使用されるものに限る。）に含まれるもの

○農林水産省告示第六百五十一号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第十九条の十において準用する同法第十七条の六第一項の規定に基づき、エンジニアード・ウッド・プロダクツ・アソシエーション（ＥＷＰＡ）が認定に関する業務を行う事業所について、平成二十六年三月十七日をもってその所在地を次のとおり変更する届出があったので、同条第二項の規定に基づき公示する。

平成二十六年五月十三日

農林水産大臣　林　芳正

変更前の事業所の所在地	変更後の事業所の所在地
オーストラリア・クイーンズランド州・ニューステッド　ダンロップストリート　三	オーストラリア・クイーンズランド州・イーグルファーム・ファイゾンアベニューウエスト　百六・ユニット三

○農林水産省・環境省告示第四号

遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成十五年法律第九十七号）第四条第一項の規定に基づき、平成二十六年四月三十日付けをもって次の第一種使用規程の承認をしたので、同法第八条の規定に基づき告示する。

平成二十六年五月十三日

農林水産大臣　林　芳正
環境大臣　石原　伸晃

○農林水産省告示第六百五十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年五月十三日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　岩手県紫波郡紫波町土舘字松木平六六の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字松木平六六の一（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岩手県庁及び紫波町役場に備え置いて縦覧に供する。）